

## 大分空港国際線グループ利用促進事業実施要領

### (目的)

第1 この事業は、大分空港からの国際線利用を促進し、県民等の国際交流機会の拡大及び地域経済の活性化を図るため、大分空港発着の国際線をグループで利用する利用者に対し、補助金を交付することを目的とする。

### (事業実施主体)

第2 この事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金に係る補助事業者（執行団体）公募要領に基づき選定された者とする。
  - (2) 間接補助事業者は、大分空港発着の国際線を3人以上のグループで利用した者とする。ただし、保護者同伴で座席を使用しない（同伴者の膝の上に座り搭乗する）幼児は、グループの人数に算入しない。
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、事業実施主体となることはできない。

### (対象となる事業)

第3 対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助事業は、間接補助事業者による大分空港発着の国際線の利用に対する補助金による助成とする。
- (2) 間接補助事業は、大分空港発着の国際線を3人以上のグループで利用することとする。ただし、保護者同伴で座席を使用しない（同伴者の膝の上に座り搭乗する）幼児は、グループの人数に算入しない。

### (間接補助事業の対象等)

第4 間接補助事業者は、次のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 大分空港発着の国際線を3人以上のグループで利用すること。ただし、保護者同伴で座席を使用しない（同伴者の膝の上に座り搭乗する）幼児は、グループの人数に算入しない。
- (2) 大分空港発着の国際線を往復利用すること。ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合を除く。
- (3) 構成員が同一の航空便を往復利用すること。
- (4) 構成員に添乗員を含まないこと。

### (補助事業の実施期間)

第5 補助事業の実施期間は、大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金の交付決定日から令和8年11月30日までとする。

2 補助事業者は、補助事業者に選定された後、速やかに補助金の交付申請を行い、令和8年11月30日までに補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(間接補助事業の実施期間)

第6 間接補助事業の実施期間は、令和8年6月1日から令和8年10月24日までとする。

2 間接補助事業者は、令和8年11月7日までに補助金の交付申請書、実績報告書に補助事業者が別に定める書類を添えて補助事業者に提出しなければならない。

(事業の実施)

第7 事業実施主体は、本事業の趣旨に沿って適正に事業を実施するものとする。

(助成措置)

第8 知事は、予算の範囲内において、別に定める大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(守秘義務)

第9 本事業の関係者等は、本事業により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年度の予算に係る大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金から適用する。